

## ○宇土市社会福祉事業用マイクロバス使用規程

平成12年5月10日

訓令第10号

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉事業用マイクロバス（以下「バス」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 バスは、宇土市老人福祉センター及び宇土市健康福祉館の利用者の送迎及び芝光苑老人用に使用しなければならない。ただし、福祉事務所長（以下「所長」という。）の許可を受けた場合については、この限りでない。

### (使用許可願)

第3条 前条ただし書きの許可を受けようとする者は、マイクロバス使用許可願（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 使用許可願は、使用予定日の5日前までに提出しなければならない。

3 所長は、使用目的・場所及び使用者等について不相当と認めたときは許可しないことができる。

### (使用者の厳守事項)

第4条 第2条ただし書きの許可を受けた使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 定員以上の乗車をしてはならない。
- (2) 乗車中は、安全運転に心がけること。
- (3) バスを使用目的以外に使用し、又は他に転貸してはならない。
- (4) バスの運転手は、使用者で確保しなければならない。
- (5) バスの燃料については、使用者で負担しなければならない。
- (6) 使用期間中に事故を起こした場合の責任は、すべて使用者において負担しなければならない。

### (運転手の責務)

第5条 運転手はバスの取扱いについては、細心の注意を払い事故を起こさないよう努めなければならない。

### (運行日誌)

第6条 運転手は、バスの使用状況を明らかにするため、運行日誌（様式第2号）に所定の事項を記載しなければならない。

### (事故報告)

第7条 運転中事故を生じたときは、すみやかに所長に報告し、その指示を受けなければならない。

### (所管)

第8条 バスは、福祉事務所の所管とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(宇土市社会福祉事業用マイクロバス使用要綱の廃止)

2 宇土市社会福祉事業用マイクロバス使用要綱（昭和48年宇土市訓令第6号）は、廃止する。